- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 5 認知症対応型共同生活介護費

- イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
 - (1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

<u>(—)</u>	要介護 1	802単位
()	要介護 2	840単位
<u>(=)</u>	要介護 3	865単位
([71])	要介護 4	882単位
(<u>F</u>)	要介護 5	900単位
(2)	忍知症対応型共同生活介護費(II)	
<u>(—)</u>	要介護 1	789単位
(要介護 2	827単位
(=)	要介護 3	852単位
(四)	要介護 4	869単位
(<u>FL</u>)	要介護 5	886単位
短 短 短 短 短 短 短 対	朝利用共同生活介護費(1日につき)	
(1)	豆期利用共同生活介護費(I)	
(-)	要介護 1	832単位
(要介護 2	870単位
<u>(=)</u>	要介護 3	895単位
(四)	要介護 4	912単位
(<u>F</u>)	要介護 5	930単位
(2)	短期利用共同生活介護費(II)	
<u>()</u>	要介護 1	819単位
()	要介護 2	857単位
(=)	要介護 3	882単位
([71])	要介護 4	899単位
(<u>F</u>)	要介護 5	916単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規

- (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
 - (1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(1 / 1	UM	
()	要介護1	805単位
(要介護 2	843単位
(=)	要介護3	868単位
(四)	要介護 4	886単位
<u>(Ŧi)</u>	要介護 5	904単位
(2)	忍知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	
<u>()</u>	要介護1	792単位
(要介護 2	830単位
<u>(=)</u>	要介護3	855単位
(四)	要介護 4	872単位
(<u>H</u>)	要介護 5	890単位
2 短其	明利用共同生活介護費(1日につき)	
(1) 为	豆期利用共同生活介護費(I)	
<u>(—)</u>	要介護 1	835単位
()	要介護 2	873単位
<u>(=)</u>	要介護 3	899単位
<u>(III)</u>	要介護 4	916単位
<u>(Ŧi)</u>	要介護 5	934単位
(2)	豆期利用共同生活介護費(Ⅱ)	
()	要介護 1	822単位
(要介護 2	860単位
<u>(=)</u>	要介護 3	886単位
(四)	要介護 4	903単位
<u>(Ŧi)</u>	要介護 5	920単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規

のひの景学

定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) において、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 夜間ケア加算(I)

50単位

(2) 夜間ケア加算(I)

25単位 (2) 夜間ケア加算(1)

50単位 25単位

- 3 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は、算定しない。
- 5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用 者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30 日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々 日については1日につき680単位を、死亡日については1日につ き1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日か

定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- (1) 夜間ケア加算(1)
- 3 ロについて、医師が、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は、算定しない。

1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日か

ら死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合 は、算定しない。

ハ 初期加算 30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 医療連携体制加算 39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算と して、1日につき所定単位数を加算する。

ホ 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。)又は地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。

へ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(1)

3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

4 単位

ト サービス提供体制強化加算

ら死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合 は、算定しない。

ハ 初期加算

30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 医療連携体制加算

39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算と して、1日につき所定単位数を加算する。

ホ 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。)又は地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。

へ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

4 単位

ト サービス提供体制強化加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者 に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(1)

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

6 単位

チ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知 症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応 型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位 数の1000分の39に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(11)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)

((1)	要介護 1			560単位
((2)	要介護 2			628単位
((3)	要介護3			700単位
((4)	要介護4			768単位
((5)	要介護 5			838単位
7	1	短期利用地	城 宓 差 型 特 定 施 設 入 民 老 生 活 介 莲 費	(1日に~	(き)

		- /
(1)	要介護 1	560単位
(2)	要介護 2	628単位
(3)	要介護 3	700単位
(4)	要介護 4	768単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者 に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)

6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(11)

6 単位

チ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知 症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応 型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合 においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位 数の1000分の39に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(11)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

_ , , , ,		
(1) 要介	護 1	562単位
(2) 要介	護 2	631単位
(3) 要介	護 3	703単位
(4) 要介	護 4	771単位
(5) 要介	護 5	842単位

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1)	要介護 1	562単位
(2)	要介護 2	631単位
(3)	要介護3	703単位
(4)	要介護4	771単位